

私道への污水管等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道事業認可区域内の私道に対して、公共下水道の污水管等（ポンプ施設を含む。以下「污水管等」という。）を設置する場合の基準を設定することにより、私道に面した建築物の水洗化の普及促進を図ることを目的とする。

(污水管等設置の条件)

第2条 この要綱により污水管等を設置する私道は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 両端又は一端が、污水管の布設されている公道に通じていて污水管等を設置するのに支障のないこと。
- (2) 設置しようとする污水管等に污水を排除すべき独立の生計を営む者の戸数が2戸以上（将来2戸以上の建築が明らかな場合を含む。）あり、かつ、速やかに排水設備の改造及びくみ取便所の水洗化をすることが明らかであること。
- (3) 私道の土地所有者が污水管等の設置を承諾し、設置後の維持管理のための立入りについて町に協力することを承諾していること。
- (4) 私道の污水管等設置期間は永久であり、かつ、土地使用料が無償であること。
- (5) 私道の所有権を譲渡し、又は賃借権その他の権利を設定する場合は、譲受人、その他の権利を取得する者に対し、污水管等設置部分の使用を受け継がせる旨の確約ができること。
- (6) 私道に接し、污水を排除しようとする土地に賦課される下水道事業受益者負担金の納付が確約できること。
- (7) ポンプ施設を設置する場合は、地形上自然流下が困難な箇所であること。

2 個人及び法人が所有する家屋（社宅、マンション、アパート、戸建借家その他これらに類する建物）のみが接続する私道については、この要綱の適用除外とする。

(申請)

第3条 私道に污水管等の設置を希望する者（以下「申請人」という。）は、代表者を定め、污水管等設置申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 污水管等設置希望者名簿（様式第2）
- (2) 土地使用及び工事承諾書（様式第3）
- (3) 誓約書（様式第4）
- (4) 私道の土地登記簿謄本
- (5) その他町長が必要とする書類
（採否の決定及び通知）

第4条 町長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い申請の採否を決定し、その結果を污水管等設置決定（却下）通知書（様式第5）により通知しなければならない。

（完成後の措置）

第5条 この要綱に基づき設置した污水管等の所有権は、町に帰属する。

- 2 新たに利用の申出者がある場合は、私道の所有者及び既利用者は、污水管等への接続を拒んではならない。
- 3 私道の土地所有者は、当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ町長と協議しなければならない。

附 則（平成7年3月24日 大口町告示第24号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月24日 大口町告示第135号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1（第3条関係）

污水管等設置申請書

年 月 日

大口町長 様

代表申請者 住 所

氏 名

電 話

下記の私道に污水管等を設置して下さるよう関係書類を添付して申請します。

記

私道の位置及び地積

添付書類

- 1 污水管等設置希望者名簿（様式第2）
- 2 土地使用及び工事承諾書（様式第3）
- 3 誓約書（様式第4）
- 4 私道の土地登記簿謄本
- 5 その他町長が必要とする書類

様式第2 (第3条関係)

污水管等設置希望者名簿

区画対 照番号	住 所	氏 名	世帯員	電話番号	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
私道平面図及び土地所有者区画図					

様式第3（第3条関係）

土地使用及び工事承諾書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

電話

私の所有する下記の土地に公共下水道の汚水管等を設置することを承諾します。

記

1 私道の所在地

2 土地使用料 無 償

※ 私道の所有権を譲渡する場合又は賃借権及びその他の権利を設定する場合は、
譲受人にこの内容を承諾させます。

※ 枝線番号	号
--------	---

様式第4（第3条関係）

年 月 日

誓 約 書

大口町長 様

住所

氏名

今般私道に公共下水道の污水管等を設置するに当たり、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 公共下水道の污水管等の設置期間は永久で、土地使用料は無償とします。
- 2 私道の現況を変更しようとするときは町の承認を受け、これに要する費用は当方にて負担します。
- 3 私道敷の所有権を譲渡する場合又は賃借権及びその他の権利を設定する場合は、譲受人にこの内容を承諾させます。
- 4 公共下水道の污水管等の設置工事に伴い、不可抗力により近接する家屋等に被害を及ぼした場合の補償及び賠償請求はいたしません。
- 5 使用開始後速やかに排水設備の改造及びくみ取便所の水洗化をいたします。
- 6 受益者負担金の納付については、滞納せず納期までに完納します。

様式第5（第4条関係）

第 号
年 月 日

污水管等設置決定（却下）通知書

代表申請者

様

大口町長

年 月 日付けで申請のあった私道への公共下水道の污水管等の設置について、調査の結果下記のとおり設置することを決定（却下）しましたので通知します。

記

1 設置場所

2 工事予定期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 条件（却下理由）